

改正後	改正前
第1条・第2条 (略) (工程表の提出)	第1条・第2条 (略) (工程表の提出)
第3条1・2 (略) 3 この約款の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して工程表の再提出を請求することができる。 <u>この場合において、第1項中「契約締結の日から」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。</u>	第3条1・2 (略) 3 この約款の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して工程表の再提出を請求することができる。
4 (略)	4 (略)
第4条～第14条 (略) (前金払)	第4条～第14条 (略) (前金払)
第15条1～6 (略) 7 発注者は、受注者が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合 <u>(年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)</u> で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。 (保証契約の変更)	第15条1～6 (略) 7 発注者は、受注者が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。 (保証契約の変更)
第16条1・2 (略) 3 受注者は、 <u>第1項又は第2項</u> の規定による保証証書の寄託に代え	第16条1・2 (略) 3 受注者は、 <u>前2項</u> の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁

改正後	改正前
て、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。	的で方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
<p><u>4 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第17条～第21条 (略) (発注者の催告による解除権)</p>	<p>第17条～第21条 (略) (発注者の催告による解除権)</p>
<p>第22条第1項 (略) 2 前項又は第28条第3項の規定によりこの契約が解除された場合において、第15条の規定による前払金があったときは、受注者は当該前払金の額に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.5パーセントの割合 <u>(年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)</u> で計算した額の利息を付して発注者に返還しなければならない。</p>	<p>第22条第1項 (略) 2 前項又は第28条第3項の規定によりこの契約が解除された場合において、第15条の規定による前払金があったときは、受注者は当該前払金の額に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付して発注者に返還しなければならない。</p>
<p>第23条～第27条 (略) (発注者の損害賠償請求等)</p>	<p>第23条～第27条 (略) (発注者の損害賠償請求等)</p>
<p>第28条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 履行期間内に業務を完了することができないとき。 二 この契約の対象物等に契約不適合があるとき。 	<p>第28条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 履行期間内に業務を完了することができないとき。 二 この契約の対象物等に契約不適合があるとき。

改正後	改正前
<p>三 第22条又は第23条の規定により、<u>対象物等</u>の引渡し後にこの契約が解除されたとき。</p> <p>四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>一 第22条又は第23条の規定により<u>対象物等</u>の引渡し前にこの契約が解除されたとき。</p> <p>二 <u>対象物等</u>の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合 <u>(年当たりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)</u>で計算した額とする。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは、これを徴収しない。 (談合等不正行為があった場合の違約金等)</p> <p>第28条の2第1項 (略)</p>	<p>三 第22条又は第23条の規定により、<u>成果物</u>の引渡し後にこの契約が解除されたとき。</p> <p>四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>一 第22条又は第23条の規定により<u>成果物</u>の引渡し前にこの契約が解除されたとき。</p> <p>二 <u>成果物</u>の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは、これを徴収しない。</p> <p>(談合等不正行為があった場合の違約金等)</p> <p>第28条の2第1項 (略)</p>

改正後	改正前
<p>2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないと きは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日まで の日数に応じ、年2.5パーセントの割合 <u>(年当たりの率は、閏 年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)</u> で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならぬ。 (受注者の損害賠償請求等)</p>	<p>2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないと きは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日まで の日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延 利息を発注者に支払わなければならない。</p>
<p>第29条第1項 (略)</p>	<p>第29条第1項 (略)</p>
<p>2 第13条第2項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合 においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 2.5パーセントの割合 <u>(年当たりの率は、閏年の日を含む期間 についても、365日当たりの割合とする。)</u> で計算した額の遅 延利息の支払いを発注者に請求することができる。ただし、遅延 利息の総額が100円に満たないときは、発注者は、これを支払 うことを要しないものとし、その額に100円に満たない端数が あるときは、その端数を切り捨てるものとする。</p>	<p>2 第13条第2項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合 においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注 者に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が100円 に満たないときは、発注者は、これを支払うことを要しないもの とし、その額に100円に満たない端数があるときは、その端数 を切り捨てるものとする。</p>
<p>(契約不適合責任期間等)</p>	<p>(契約不適合責任期間等)</p>
<p>第30条1・2 (略)</p>	<p>第30条1・2 (略)</p>
<p><u>3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期 間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」とい う。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合 において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>

改正後	改正前
<p>する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。</p> <p>4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。</p> <p>5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。</p> <p>6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。</p> <p>7 発注者は、対象物等の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。</p> <p>8 引き渡された対象物等の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不适当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。</p>	

改正後	改正前
第31条・第32条 (略)	第31条・第32条 (略)
(秘密の保持)	(秘密の保持)
第33条第1項 (略)	第33条第1項 (略)
2 受注者は、 <u>対象物等</u> （未完成の <u>対象物等</u> 及び業務 <u>を行</u> う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。	2 受注者は、 <u>成果物</u> （未完成の <u>成果物</u> 及び業務行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。
第34条・第35条 (略)	第34条・第35条 (略)